

旅客営業規則

規程（営）第17号
制定 昭和63年2月25日
改正 令和5年10月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、千葉都市モノレール株式会社（以下「会社」という。）の旅客の運送等について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 会社線による旅客の運送等については、別に会社が公示する場合を除いて、この規則を適用する。

2 会社と他運輸機関との各駅相互間について、連絡運輸となる場合の取扱は、別に定める場合を除いて、旅客鉄道会社所定の旅客連絡運輸規則を準用する。

（用語の意義）

第3条 この規則において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「会社線」とは、会社の経営する軌道をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱をする停留場（連絡運輸となる場合にあっては、停車場を含む。）をいう。
- (3) 「電車」とは、旅客を運送する電車をいう。
- (4) 「機器」とは、自動出改札システムに使用する駅務機器をいう。
- (5) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (6) 「係員」とは、旅客営業に従事する会社の社員をいう。

（消費税等課税の運賃・料金）

第3条の2 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

（運賃前払いの原則）

第4条 旅客は、運送契約の申し込みを行おうとする場合、現金により所定の旅客運賃を支払い乗車券を購入するものとする。ただし、旅行開始前に会社が認めた場合は、着駅において支払う等、後払いとすることができます。

2 前項の規定にかかわらず、普通旅客運賃、回数旅客運賃料金については、ICカード乗車券取扱規則（平成21年3月14日制定（営）第20号）第3条第1号に定めるICカード乗車券で支払う（乗車券との引換を含む。）ことができる。

（契約成立時期及び適用規程）

第5条 旅客運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅

客が所定の旅客運賃を支払い、乗車券の交付を受けたときに成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱は、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第6条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため、必要がある場合は次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券の発売制限又は停止。
(2) 乗車区間、乗車方法又は乗車する電車の制限。
(3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込区間又は持ち込む電車の制限。
- 2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱)

第7条 電車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着又は通過となる旅客の取扱はしない。

- 2 電車の運行が不能となった場合であっても、会社において自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱をする。

(営業キロ程のは数計算)

第8条 営業キロ程を用いて旅客運賃を計算する場合、1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(旅客運賃のは数計算)

第9条 旅客運賃を計算する場合の10円未満のは数は、10円に切り上げる（以下この計算方法を「は数計算」という。）。

(期間の計算)

第10条 期間を計算する場合は、初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

- 2 前項の規定にかかわらず、24時を経過しても最終電車が終着駅に到達する時分までは、1日として計算する。

(旅客の提出する書類)

第11条 旅客運送の契約に関して旅客が会社に提出する書類は、黒のインク又は黒のボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては証印を押すものとする。

- 2 前項に規定する特に定める書類の記載事項の一部を訂正した場合は、発行者の記載事項については発行者の訂正印を、当該旅客の記載事項については本人の証印を、それぞれの訂正個所に押すものとする。

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の購入及び所持)

第12条 電車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、機器の故障等旅客の責任とならない事由により乗車券を購入しないで電車に乗車した旅客は、着駅において相当の旅客運賃を支払うものとする。

(営業キロ程)

第13条 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、「別表第1」の営業キロ程による。

(乗車券の種類)

第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
- (2) 定期乗車券（通勤定期乗車券・通学定期乗車券）
- (3) 回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券

(乗車券の発売箇所)

第15条 乗車券の発売箇所は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券は、各駅で発売する。
- (2) 定期乗車券、回数乗車券及び団体乗車券は、千葉駅、都賀駅、千城台駅及び千葉みなと駅で発売する。
- (3) 貸切乗車券は、前号に定める箇所に加え、旅客の求めに応じ、その他の箇所において発売することができる。

2 乗車券は、前各号に規定するほか、会社が臨時に設置した乗車券発売所において発売することがある。

(乗車券の発売範囲)

第16条 乗車券は、発売駅から有効となるものに限って発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券及び会社が特に必要と認めた場合は、発売駅以外の駅からも有効となるものを発売する。

(乗車券の発売日)

第17条 乗車券は、発売当日から有効となるものに限って発行する。ただし、定期乗車券は有効開始日の14日前から、団体乗車券及び貸切乗車券は有効開始日の10日前から発売する。

2 定期乗車券発売駅以外の駅を居住地最寄駅とする旅客が、有効開始日以前に新規に

定期 乗車券を購入するため最寄駅から定期乗車券発売駅まで乗車する場合は、復路の乗車用として「様式第1号」に定める定期乗車券代用票を交付する。

(乗車券の発売時間)

第18条 駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発電車に乗車するため必要な時刻から、終発電車に乗車するために必要な時刻までとする。ただし、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券及び貸切乗車券の発売時間については別に定める。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第19条 普通乗車券は、旅客が片道1回乗車する場合に発売する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第19条の2 旅客鉄道会社制定の学校および救護施設指定取扱規則第21条に規定される施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、「様式第2号」に規定する当該施設の代表者が発行する旅行証明書を呈示したときは、その旅行証明書1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が、老幼、虚弱、身体障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者と同一の種類、乗車区間及び有効期間の乗車券を、同時に購入するときは、被救護者1人に対して付添人1人に限って前項の規定を準用する。
- 3 被救護者又はその付添人は、乗車券購入時、乗降の際及び乗車中は、旅行証明書を携帯し、係員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。また、前項の規定により購入した付添人用の乗車券は、被救護者と同一の電車に乗車する場合に限って有効とする。
- 4 被救護者及びその付添人に対する普通旅客運賃の割引率は50パーセントとし、は數計算した額とする。

(備考) 指定救護施設は以下のものを指す。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第41条、第42条、第43条の2、第43条の3並びに第44条までに規定する児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、しづく不自由児施設及び児童自立支援施設
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。
- (3) 生活福祉事業法（昭和25年法律第45号）第2条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設。ただし、老人デイサービスセンター及び老人福祉センターを除く。
- (5) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院及び第16条に規定する少年鑑別所
- (6) 更正保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第20条 通勤定期乗車券は、同一区間を常時乗車する旅客が、「様式第3号」に定める定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に、1箇月、3箇月又は6箇月有効のものを発売する。

(通学定期乗車券の発売)

第21条 通学定期乗車券は、会社が指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため、居住地最寄駅と在籍する指定学校の最寄駅との相互間を常時乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した「様式第4号」に定める通学証明書を提出するとともに、「様式第5号」に定める身分証明書を提示した場合又は「様式第6号」に定める通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示した場合であって、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときに、1箇月、3箇月又は6箇月有効のものを発売する。

- 2 前項に規定する通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
- 3 指定学校において、その代表者が発行した通学証明書、身分証明書又は通学定期乗車券購入兼用の身分証明書（以下「通学証明書等」と総称する。）で、第1項に規定する通学証明書等に準ずるものは、同項の通学証明書等に代用することができる。
- 4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(指定学校)

第22条 前条に規定する指定学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

- 2 前項のほか、東日本旅客鉄道株式会社制定の学校および救護施設指定取扱規則（昭和62年4月公告第6号）により指定を受けた学校は、当社においても指定学校とみなす。

(通学証明書等の不正使用の場合の取扱)

第23条 通学証明書若しくは通学定期乗車券を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して通学定期乗車券の発売を停止することがある。

(通学証明書が無効となる場合)

第24条 次の各号の一に該当する通学証明書は無効とする。

- (1) 記載事項が不明となったもの。
- (2) 表示事項を塗り消し、改変したもの。
- (3) 発行者が記入すべき事項を記入していないもの。
- (4) 発行者印の押印していないもの。
- (5) 記入事項を一部訂正した場合で、訂正印のないもの。

- (6) 有効期間を経過したもの。
- (7) 使用資格を失った者、又は記名人以外の者が使用した場合。

(通学証明書発行の監査及び不正発行に対する取扱)

第25条 会社は必要に応じて、通学証明書の出納又は発行の適否その他正規に反する取扱の有無等について監査を行うことがある。

2 前項の規定により、発行者が使用資格者以外の者又は第23条の規定により通学定期乗車券の発売を停止された者に対して通学証明書を発行したことが判明したときは、会社はその学校に対して指定を取り消し、又は第60条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃を、その発行者から収受することがある。

(定期乗車券の継続発売)

第26条 旅客の所持する定期乗車券の有効期間内に、これと同一の種類、区間のものを発売する場合は、継続発売の取扱を行なうものとする。

(定期乗車券の一括発売)

第27条 定期乗車券は、事業所又は指定学校ごとに発売日を指定して、一括して発売することができる。

(定期乗車券を併用する場合の発売)

第28条 定期乗車券を所持する旅客が、さらに別の指定学校に通う場合は、その所持する定期乗車券の券面区間内の駅を居住地最寄駅とみなして、その駅と別の指定学校の最寄駅との区間にて、通学定期乗車券を発売することができる。この場合の発売方は、第21条の規定に準じるものとする。

(小児定期乗車券の発売)

第29条 小児用定期乗車券は、通用開始となる日に、当該旅客が12才未満の場合に発売する。ただし、12才以上13才未満の旅客であっても、小学校に通学する児童の場合は、小児用通学定期券を発売する。

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第30条 回数乗車券は、次の各号に定める者が、一定期間内に旅客運賃の同額区間をしばしば乗車、又は複数人で乗車する旅客に対し11券片のものを発売する。

- (1) 身体障害者旅客運賃割引規則（平成26年4月1日制定（営）第17-2号）
に定める身体障害者又は第1種身体障害者及び12才未満の第2種身体障害者と共に乗車する介護者。
- (2) 精神障害者旅客運賃割引規則（平成26年4月1日制定（営）第17-3号）
に定める精神障害者又は第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者と共に乗車する介護者。
- (3) 知的障害者旅客運賃割引規則（平成26年4月1日制定（営）第17-3号）

に定める知的障害者又は第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者と共に乗車する介護者。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第31条 団体乗車券は、旅客が発着駅及び全行程を同一の人員で旅行する場合で、会社があらかじめ引き受けをしたときに、次の各号により発売する。

(1) 普通団体

責任ある代表者が引率する8人以上の団体旅客。

(2) 学生団体

指定学校の学生、生徒、児童若しくは幼児又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童が8人以上と、これを引率する教職員（嘱託した医師及び看護師を含む。）又は付添人等によって構成された団体で、校長ないしは施設等の代表者から申込があった場合。

(3) 前号に規定する付添人は、当該団体を構成する旅客が次の各号に該当する場合に、引率者のほかに旅客1人につき1人とする。

ア 幼稚園の園児、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

イ 肢体不自由又は虚弱のため、会社において付添人を必要と認めたとき。

2 小学校児童によって構成された団体旅客中に、12才以上の児童が含まれている場合であっても小児として取り扱うものとする。

(団体乗車票の交付)

第32条 前条の規定により、団体乗車券を発売した旅客に対して「様式第7号」に定める団体乗車票を交付する。ただし、旅客が乗車の際、係員が立ち会う場合は団体乗車票の交付を省略することができる。

(団体旅客運送の申込)

第33条 第31条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、当該団体旅客の乗車日の6箇月前の日から前日の12時までに、その構成人員、発着駅その他の必要事項を「様式第8号」に定める団体乗車申込書兼団体旅客引受書（以下、「団体乗車申込書」という。）に記入し、これを提出して、団体旅客運送の申し込みを行うものとする。ただし、当該団体旅客の人員が100人以下の場合は、乗車日当日であっても受け付けることがある。

第6節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第33条の2 旅客が、旅客車1編成（2両）単位で貸し切る場合であって、かつ、会社が貸切としての運送の引き受けをした者に対して、貸切乗車券を発売する。

(貸切旅客運送の申込)

第33条の3 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員・行程その他の輸送計画の検討・立案に必要な事項を記載した「様式第9号」に定める貸切乗車申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。ただし、旅客は年齢の別によらず、大人旅客として取り扱う。

(貸切旅客運送の引受)

第33条の4 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込を受けた場合で、会社において運輸上支障がないと認めたとき、かつ、貸切旅客運賃を事前に収受することを条件として、当該貸切旅客運送の引受をする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受をしたときは、その申込者に貸切旅客運送の引受に関する必要事項を記載した貸切旅客運送引受書及び貸切乗車券を交付する。ただし、旅客が乗車の際、係員が立ち会う場合は、貸切乗車券の交付を省略することができる。

(貸切旅客運賃の収受)

第33条の5 前条第1項の規定による貸切旅客運賃の収受は、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。

- (1) 申込者は、会社が指定する期日までに納付させることとし、その期日までに納付しないときは、当該貸切旅客運送の申込を取り消したものとみなす。
- (2) 申込者都合により申込の取り消しがあった場合、会社は取消料として旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の3に定められた標準旅行業約款に準じた額を収受し、残金については申込者に返還する。ただし、次の各号に該当する場合は、取消料を収受せず、運賃の全額を返還する。

ア 会社の責めに帰する事由により、当該貸切旅客運送の申し込みを取り消した場合
イ 天災事変等の原因によって貸切旅客運送の申し込みを取り消した場合

第3章 旅客運賃

第1節 通則

(旅客運賃の計算)

第34条 旅客運賃は、旅客が乗車する発着区間の営業キロ程により計算する。

(旅客運賃の種類)

第35条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて次の通りとする。

- (1) 普通旅客運賃
(2) 定期旅客運賃(通勤定期旅客運賃・通学定期旅客運賃)
(3) 回数旅客運賃
(4) 団体旅客運賃
(5) 貸切旅客運賃

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第36条 旅客運賃は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則に定めるところにより收受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項に規定する幼児及び乳児については旅客運賃を收受しない。ただし、次の各号の一に該当する幼児は、これを小児とみなして旅客運賃を收受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、2人を超えたものだけ小児とみなす。
- (3) 幼児が団体旅客として旅行するとき。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第37条 旅客は旅客運賃について、2以上の割引条件に該当する場合は、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第38条 大人の普通旅客運賃は、次のとおりとする。

(1)	2キロメートルまで	200円
(2)	2キロメートルを超え3キロメートルまで	220円
(3)	3キロメートルを超え5キロメートルまで	290円
(4)	5キロメートルを超え7キロメートルまで	340円
(5)	7キロメートルを超え9キロメートルまで	390円
(6)	9キロメートルを超え11キロメートルまで	430円
(7)	11キロメートルを超え13キロメートルまで	480円
(8)	13キロメートルを超え14キロメートルまで	520円

2 小児の普通旅客運賃は、大人の普通旅客運賃を折半して、は数計算した額とする。

第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第39条 大人の定期旅客運賃は、「別表第2」に定める額とする。

2 小児の定期旅客運賃は、前項に規定する大人の定期旅客運賃を折半して、は数計算した額とする。

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第40条 回数旅客運賃は、発着区間の大人の片道普通旅客運賃をは數計算した額を10倍した額とする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第41条 団体旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、発着区間の大人1人当たりの片道普通旅客運賃を次の割引をして、は數計算した額に団体人員を乗じた額とする。

割引率	普通団体	10パーセント
-----	------	---------

	学生団体	30パーセント
--	------	---------

(2) 小児の団体旅客運賃は、発着区間の小児1人当たりの片道普通旅客運賃を前号に定める割引をして、は數計算した額に、団体人員を乗じた額とする。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は、前各号の規定によって大人と小児を別々に計算した額を合算した額とする。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第41条の2 貸切旅客運賃（以下、この条において「運賃」という。）は、乗車人員数70人を上限として、「別表第3」に定める額とし、旅客が実際に乗車する発着区間により算出する。

2 前項に規定する発着区間は、実際に旅客が乗車する区間とする。ただし、電車が折返しを行う駅にあっては、当該駅を着駅として運賃を一旦算出し、また、当該駅よりさらに旅行を継続する場合は、その駅を発駅として別途運賃を算出する。それ以降の区間も旅客が下車する駅までの間、同様に算出する。

3 乗車人数数が70人を超える場合にあっては、発着区間の大人の普通旅客運賃に70人を超えた人数分を乗して得た額を第1項に定める額に加算する。

4 前項の規定は、全発着区間において適用する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第41条の3 貸切旅客運賃の最低額は、各発着区間が7キロメートルに満たないときであっても、7キロメートル相当分として算出する。

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

(乗車券の効力)

第42条 乗車券の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通乗車券

発売当日に限り、大人又は小児の区分により1券片をもって1人が1回券面表示金額の有効区間内を、乗車する場合に使用することができる。

(2) 定期乗車券

券面記載の記名人が、通用期間内に券面表示区間を乗車する場合に使用することができる。

(3) 回数乗車券

通用期間内に、券面表示金額の有効区間内を、1券片をもって1人が1回乗車する場合に使用することができる。

(4) 団体乗車券

券面記載の乗車日に、当該団体の乗車人員が券面表示区間内を、1回乗車する場合に使用することができる。

(5) 貸切乗車券

券面記載の乗車日、行程その他の事項により、記名団体又は記名人が乗車する場合に使用することができる。

(磁気情報等が失われた乗車券)

第43条 乗車券は、その磁気情報等の効力が失われたとき又は券面表示事項が不明となつたときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない定期乗車券を所持する旅客は、定期乗車券発売駅において、定期乗車券を提出して、再発行の請求をすることができる。

3 前項の規定により定期乗車券を再発行した場合、その事由が旅客の過失によるものと認定できる場合に限り第72条に定める手数料を準用して収受する。

(改氏名の場合の定期乗車券の書換え)

第44条 定期乗車券を使用する旅客が氏名を改めた場合は、定期乗車券発売駅において、別に定める申込書に必要事項を記入し、これを定期乗車券と共に提出して、その氏名の書換えを請求しなければならない。

(有効期間の起算日)

第45条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児が大人券を使用した場合の取扱)

第46条 第42条第1号及び第3号の規定にかかわらず、大人用普通乗車券又は大人

用回数乗車券を小児が使用して乗車した場合は、当該乗車券の使用を認めるものとする。ただし、旅客運賃の払い戻しはしない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第47条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 普通乗車券 | 1日とする。 |
| (2) 定期乗車券 | 1箇月、3箇月及び6箇月とする。 |
| (3) 回数乗車券 | 3箇月とする。 |
| (4) 団体乗車券 | その都度定める。 |
| (5) 貸切乗車券 | その都度定める。 |

(途中下車の禁止)

第48条 旅客は、旅行開始後その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）の券面に表示された有効区間内の駅に下車して出場したのち、再び電車に乗り継いで旅行することはできない。

2 前項の規定は、貸切乗車券に関し、乗車券又は貸切旅客運送引受書に記載された行程に基づいて出場する場合には適用しない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第49条 普通乗車券及び回数乗車券の使用券は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が前条第1項に規定する駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第118条に規定する手回り品の点検に応じないため、前途の乗車を拒絶したとき。
- (3) 軌道運輸規程（大正12年鉄道省令第4号）第21条の規定により、旅客を軌道用地外に退去させたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効になるとき)

第50条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引乗車券を、当該乗車券の本来の使用資格者以外の者が使用したとき。
- (2) 身分又は資格を偽って発行された証明書類を携帯し、割引乗車券を購入し使用したとき。
- (3) 磁気情報が失われた乗車券又は券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の乗車券を使用して、その各券面に表示された

区間と区間の間を乗車したとき。

- (6) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (7) 証明書の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯しないで割引乗車券を使用したとき。
- (8) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
- (9) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。
- (10) その他の乗車券を不正乗車の手段として使用したとき又は使用しようとしたとき。

2 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第51条 定期乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 磁気情報が失われた定期乗車券又は券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項を塗り消し又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間の間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 通用期間開始前の定期乗車券を使用したとき。
- (9) 通用期間満了後の定期乗車券を使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が身分証明書を携帯していないとき。
- (11) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき又は使用しようとしたとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（通学定期乗車券の効力）

第52条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者が発行した第21条第1項に定める身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

2 第21条第3項の規定は、前項の規定による身分証明書の携帯に準用する。

第5章 乗車券の様式

第1節 通則

(乗車券の表示事項)

第53条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効期間及び有効区間
- (3) 発売日付及び発売箇所名又はその記号

- 2 前項に規定するほか、乗車券の種類又は取扱種別によって、当該乗車券に「別表第4号」に定める印章を表示する。
- 3 会社が必要と認めた場合は、第1項及び第2項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

第2節 乗車券の様式

(乗車券の様式)

第54条 乗車券の様式は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通乗車券の様式 「様式第10号」のとおり
- (2) 定期乗車券の様式 「様式第11号」のとおり
- (3) 回数乗車券の様式 「様式第12号」のとおり
- (4) 団体乗車券の様式 「様式第13号」のとおり
- (5) 貸切乗車券の様式 「様式第14号」のとおり

第6章 乗車券の改札及び引渡し

(乗車券等の改札)

第55条 旅客は乗車の目的で駅に入場しようとするときは、所持する乗車券又は団体乗車券と併用する団体乗車票及び定期乗車券代用票（以下これらを「乗車券等」と総称する。）を自動改札機により、又は係員に提示して改札を受け所定の場所から入場しなければならない。

- 2 旅客は、係員の請求があるときはいつでも所持する乗車券等の改札を受けなければならない。

(乗車券等の引渡し)

第56条 旅客は旅行を終了し駅から出場するときは、所持する乗車券等を自動改札機に投入し、又は係員に引き渡して、所定の場所から出場しなければならない。

- 2 前項に規定するほか、旅客が所持する乗車券等が効力を失ったとき、又はその乗車券等を使用する資格を失った場合は、当該乗車券等を係員に引き渡すものとする。

第7章 旅客の特殊取扱

第1節 乗車変更

(乗越)

第57条 旅客は、所持する乗車券に表示された着駅又は表示金額の有効区間内の駅を越えて乗車した場合は、次の各号に定めるところにより、乗越区間の旅客運賃を支払わなければならない。

- (1) 普通乗車券及び回数乗車券の場合は、券面表示金額と発駅から乗り越した着駅までの普通旅客運賃との差額とする。
- (2) 定期乗車券の場合は、乗り越した区間の普通旅客運賃とする。
- (3) 団体乗車券及び貸切乗車券の場合は、乗り越した区間の、大人と小児のそれぞれの実乗車人数分の普通旅客運賃を合算した金額とする。
- (4) 第98条に規定するその他割引乗車券等の場合は、その都度定める。

(定期乗車券の種類又は区間の変更)

第58条 旅客から、所持する定期乗車券の種類又は区間を変更した定期乗車券の発行を請求された場合、変更前の定期乗車券を払い戻しのうえ、新たな区間の定期乗車券を発行するものとする。この場合の払い戻しについては、旅客営業取扱規程（昭和63年2月25日千葉都市モノレール株式会社規程（営）第17-1号。以下「規程」という。）第47条により取扱う。なお、通学定期乗車券に変更する場合には、通学証明書等を提出（身分証明書にあっては、提示を含む。）しなければならない。

第2節 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第59条 旅客が、次の各号の一に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間にに対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車した場合。
 - (2) 第50条に規定する無効の乗車券（偽造を含む。）で乗車した場合。
 - (3) 係員又は自動改札機による改札又は集札を受けないで、入場又は出場した場合。
- 2 団体旅客が、小児の人員として大人を乗車させた場合は、第50条の規定にかかわらず、その大人だけの普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃をその団体申込者から收受する。

(定期乗車券不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第60条 第51条の規定により定期乗車券を無効として回収した場合は、当該旅客から次の各号による日から無効の事実を発見した日まで、毎日1往復乗車したものとして計算した当該定期乗車券の区間の普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃を收受する。

- (1) 第51条第1項第1号から第6号までに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日から。
- (2) 同条同項第7号に該当する場合は、その使用資格を失った日から。
- (3) 同条同項第8号に該当する場合は、その発売の日から。
- (4) 同条同項第9号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日から。
- (5) 同条同項第10号及び11号に該当する場合、当日分。

第3節 乗車券の紛失

(乗車券の紛失)

第61条 旅客から乗車券紛失の申し出があった場合は、次の各号による。

- (1) 係員が乗車券紛失の事実を認定できる場合は、乗車区間の普通旅客運賃を收受する。
 - (2) 係員が乗車券紛失の事実を認定できない場合は、乗車区間の普通旅客運賃とその2倍に相当する増運賃を收受する。
- 2 前項の規定により、再度旅客運賃を支払った旅客は、会社に対して再収受証明書の交付を請求することができる。
- 3 団体乗車券及び貸切乗車券を紛失した場合は、第1項第1号の規定にかかわらず普通旅客運賃は收受しない。ただし、団体乗車票を紛失した場合は当該区間の普通旅客運賃を收受する。

第4節 運行不能及び遅延

(電車の運行不能及び遅延の場合の取扱)

第62条 旅客は、旅行開始後に電車が運行不能となった場合及び電車が運行時刻より著しく遅延し、そのため着駅到着時刻が1時間以上遅延した場合（1時間以上遅延することが確実な場合を含む。）には、次の各号に定める取扱を会社に請求することができる

- (1) 電車が運行不能となった場合
 - ア 定期乗車券以外の乗車券を使用する旅客

次条に規定する旅行中止による旅客運賃の払い戻し、又は第64条に規定する無賃送還の取扱及び旅客運賃の払い戻し。
 - イ 定期乗車券を使用する旅客

第65条に規定する有効期間の延長、又は定期旅客運賃の払い戻し。
 - (2) 電車が1時間以上遅延した場合
 - 定期乗車券以外の乗車券を使用する旅客は第1号アの取扱。
- 2 旅客は、旅行開始前に第1項本文に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限り、既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

(旅行中止による旅客運賃の払い戻し)

第63条 前条第1項第1号ア及び同条同項第2号の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払い戻しの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払い戻しをする。ただし、貸切乗車券の場合であって、第33条の4第2項の規定により貸切乗車券の交付を省略したときは、同項に規定する貸切旅客運送引受書を提示するものとする。

(1) 普通乗車券又は回数乗車券（当該券片に限る。）の場合

旅行中止駅・着駅間の普通旅客運賃。

(2) 団体乗車券の場合

割引条件のいかんにかかわらず当該割引によって計算した旅行中止駅・着駅間の割引旅客運賃。

(3) 貸切乗車券

当該貸切旅客運送の人員数（第41条の2第1項の規定に基づく人員数をいい、以下「貸切人員数」という。）に基づき計算した旅行中止駅・着駅間の貸切旅客運賃。

(無賃送還の取扱及び旅客運賃の払い戻し)

第64条 第62条第1項第1号ア号の規定により、旅客が無賃送還の取扱を請求した場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券面に表示された発駅までとする。

(2) 無賃送還は、乗車券面に表示された発駅に向けて出発する最近の電車による。

(3) 無賃送還中は、途中下車の取扱はしない。

(4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱はしない。

2 前項の規定により定期乗車券以外の乗車券を所持する旅客について無賃送還を行った場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃の払い戻しをする。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは既收旅客運賃の全額。

(2) 乗車券面に表示された発駅に至る途中駅で旅客の任意により下車したときの払い戻し額は次のとおりとする。

ア 原乗車券が普通乗車券又は回数乗車券であるときは、途中駅・着駅間に対する普通旅客運賃。

イ 原乗車券が団体乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引によって計算した割引旅客運賃。

ウ 原乗車券が貸切乗車券であるときは、貸切人員数に基づき計算した途中駅・着駅間の貸切旅客運賃。

(定期乗車券の有効期間の延長又は払い戻し)

第65条 旅客は、第62条第1項第1号イの規定により定期乗車券の有効期間の延長又は定期旅客運賃の払い戻しをする場合は、電車が運行休止のため引き続き5日以上その定期乗車券が使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長、又は次項に定める金額の払い戻しを請求することができる。

2 前項で規定する払い戻し額は、使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（は数となる日数を附加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数）で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じて、は数計算した額とする。

- (1) 有効期間が1箇月のものにあっては、30日
- (2) 有効期間が3箇月のものにあっては、90日
- (3) 有効期間が6箇月のものにあっては、180日

第5節 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第66条 普通乗車券を所持する旅客が、誤って乗車券面に表示された区間外に乗車した場合で、係員が事実を認定できるときは、次の各号に定めるところにより、その誤乗区間にについて、無賃送還の取扱をする。

- (1) 無賃送還は旅客が所持する乗車券の有効区間内の駅まで、最近の電車によって乗車する場合に限って取扱う。
- (2) 旅客が無賃送還中に途中駅で下車したときは、誤乗区間及び既に送還した区間に對して、それぞれ普通旅客運賃を收受する。

(誤購入した乗車券に対する取扱)

第67条 旅客は、誤って希望する乗車券以外の乗車券を購入し又は重複して購入したため不要となったときは、所定の手数料を支払い、旅客運賃の払い戻しの請求をすることができる。

第8章 旅客運賃の払い戻し

第1節 通則

(旅客運賃払い戻しの取扱箇所)

第68条 旅客運賃の払い戻しは、千葉駅、都賀駅、千城台駅及び千葉みなと駅で取り扱う。

(払い戻し請求権行使の期間)

第69条 旅客は、旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過した場合は、これを請求することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第62条から第65条までの規定により旅客運賃について払い戻しの請求をする場合は、払い戻しの事由が発生した日から起算して1箇年を経過するまでの間はこれを請求することができる。

(払い戻しをする場合の限度額)

第70条 旅客は、既に支払った旅客運賃の額を超えて払い戻しの請求はできない。

(増運賃の払い戻しの禁止)

第71条 旅客は、第59条に規定する無札及び不正使用の旅客として支払った増運賃について払い戻しの請求はできない。

(旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還)

第71条の2 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払い戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払い戻し手数料の收受)

第72条 旅客運賃の払い戻しをする場合は、第62条に規定する電車の運行不能又は遅延のため、旅行を中止して払い戻しの取扱をする場合を除き、次の各号による手数料を收受する。

(1) 普通乗車券	1枚につき	110円
(2) 定期乗車券	1枚につき	220円
(3) 回数乗車券	1件につき	220円
(4) 団体乗車券	1件につき	220円
(5) 貸切乗車券	1件につき	220円

2 前各号は、払い戻しのほか、再発行を行う際の手数料として準用することができる。

第2節 任意による旅行のとりやめ

(旅行開始前の払い戻し)

第73条 旅客は、旅行開始前に所持する乗車券が不要となった場合は、その有効期間内に限り旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

2 旅客は、前項の規定により団体旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、第32条の規定により交付された団体乗車票を返納しなければならない。

(旅行開始後の払い戻し)

第74条 乗車券を所持する旅客が旅行開始後任意に旅行を中止した場合は、次条から第77条までに規定する場合を除き、旅客運賃の払い戻しの請求はできない。

(使用開始後の回数乗車券)

第75条 旅客は回数乗車券の使用を開始した後は、未使用の券片について、有効期間があるときに限って、別に定める算式により回数旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

(定期乗車券)

第76条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請

求することができる。この場合、旅客は第72条に定める額を手数料として支払うものとする。

- 2 前項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は1箇月として計算する。
- 3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(定期旅客運賃払い戻しの特例)

第77条 旅客は、継続購入した定期乗車券が不要となったときで、旧定期乗車券の有効期間が残存している場合は、前条の規定にかかわらず、新たに支払った定期旅客運賃から所定の手数料を差し引いた残額について払い戻しの請求をすることができる。

第4節 紛失発見

(普通乗車券又は回数乗車券の紛失発見)

第78条 普通乗車券又は回数乗車券を紛失し再度旅客運賃を支払った旅客は、旅行終了前に紛失した乗車券を発見した場合、又は旅行終了後に発見した場合であっても再収受証明書を所持する場合は、所定の手数料を支払い、再度支払った旅客運賃の払い戻しの請求をすることができる。

(定期乗車券の紛失発見)

第79条 旅客が定期乗車券を紛失しこれを再購入後、紛失定期乗車券の発見その他の事由により重複購入となつたため、不要となつた定期乗車券の払い戻しを請求した場合は、新たに購入した定期乗車券について払い戻しの取扱をすることができる。この場合の定期乗車券の払い戻しは、すでに收受した定期旅客運賃から経過した旬数（10日を1旬とし、1旬に満たない日のは数は1旬とする。）に定期運賃の日割額を10倍した額を乗じた額と手数料を差し引いた残額の払い戻しをする。

第9章 割引乗車券

第80条から第97条 削除

(その他割引乗車券の発売)

第98条 その他割引乗車券は、会社が一定の区間及び期間を定め、又は一定の条件を

付して普通旅客運賃を割引して発売する。

(割引率)

第99条 前条の規定によるその他割引乗車券の割引率は、その都度定める。

2 前項の場合で、割引率を定めることができないとき、特定旅客運賃とすることがある。

(観光券との組合せ)

第100条 第98条の規定により割引乗車券を発売する場合で、会社において必要と認めるときは、観光券と組合せて設定することがある。

2 削除

(その他割引乗車券の様式及び発行方)

第101条 第98条で規定する割引乗車券及び前条で規定する観光券等の様式及び発行方は、その都度定める。

(その他割引乗車券等の払い戻し)

第101条の2 前条により発行された割引乗車券等の払い戻しについては、その取扱の際に收受する手数料を会社が都度定めるほかは、第8章の規定を準用する。

2 前項に規程にかかわらず、割引乗車券の様式によっては、払い戻しの条件を別に定めがある。

第10章 入場券

(入場券の発売)

第102条 大人又は小児が乗車以外の目的で駅に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年令別区分及び幼児の随伴については第36条の規定を準用する。

2 入場券は各駅のほか、会社が臨時に設置した販売所において発売することがある。

(入場料金)

第103条 入場料金は1人について大人200円、小児100円とする。

(入場券の効力)

第104条 入場券は、別に定める場合を除き、発売駅において、発売当日中に1人1回限り使用することができる。

2 入場券所持者は、電車内に立ち入ることはできない。

(入場券が無効となる場合)

第105条 入場券は、次の各号の一に該当する場合は無効として回収する。

(1) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

(3) 大人が小児の入場券を使用したとき。

(4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の改札及び引渡し)

第106条 入場券は、入場する際自動改札機によるか、又は係員に提示して入場し、出場するときは入場券を自動改札機に投入し、又は係員に引渡して出場するものとする。

(無札入場者)

第107条 乗車以外の目的で、入場券を所持しないで入場した場合又は第105条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第103条の規定による入場料金を徴収する。

(入場券の発売制限等)

第108条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため、必要がある場合は入場券の発売制限又は発売停止をすることがある。

(入場料金の払い戻し)

第109条 入場料金の払い戻しはしない。ただし、第108条に規定する入場券の発売制限又は発売停止をした場合は、既に購入済みのものについては無手数料で払い戻しをする。

第11章 モノレールカード

第110条から第115条 削除

第12章 手回り品

(手回り品の範囲及び保管責任)

第116条 旅客は、自ら携行する物品であって、持ち込む電車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル、重量30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで手回り品として持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

(注) 旅客が自己の身の回り品とする傘、杖、ハンドバック、ショルダーバック等は、個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車にあっては、解体して専用の袋

に収納したもの、又は折りたたみ自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したものに限り、無料で車内に持ち込むことができる。

3 旅客は、子犬、猫、鳩又はこれらに類する愛玩用小動物（猛獣及び蛇の類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、第1項に規定する制限内である場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が120センチメートル以内の容器に収納したもの。

(2) 専用の容器に収容した重量が10キログラム以内のもの。

4 旅客は、電車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の一に該当する犬を無料で車内に随伴することができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、かつ、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、かつ、旅客が盲導犬使用者証を所持する場合に限る。

5 前各号の規定により車内に持ち込む物品について、その保管の責任は当該旅客において負うものとする。

(危険品等の持ち込み禁止)

第117条 旅客は、次の各号の1に該当する物品を車内に持ち込むことはできない。

(1) 「別表第5」に掲げる危険品又は火災発生のおそれがあるもの。及び他の旅客に対し危害を及ぼすおそれがあるもの。

(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）

(3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれないと認められるもの及び懐炉を除く。）

(4) 臭気、不潔等により迷惑を及ぼすおそれのあるもの。

(5) 死体。

(6) 動物（前条第3項で定める小動物及び同第4項で定める身体障害者補助犬及び盲導犬

は除く。）

(7) 車両を破損するおそれのあるもの。

(注) 別表第5に定める適用除外の物品及び第2号及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

(手回り品の点検)

第118条 係員は、前条第1号又は第2号の規定による物品の社内への持ち込みの防止その他車内及び駅の保安上の理由により、旅客への立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

2 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

3 旅客は、第1項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（前条に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は、第62条第1項第1号のいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

- 4 第1項及び第2項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 5 前項の場合、旅客に対し、車内又は駅からの退去を求めることがある。

附 則 この規則は、昭和63年3月28日から施行する。

附 則 この規則は、平成7年9月29日から施行する。

附 則 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成15年9月26日から施行する。

附 則 この規則は、平成21年3月14日から施行する。

附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和4年4月15日から施行する。

附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 営業キロ程（第13条関係）

千葉	1.1	1.8	2.5	3.4	4.0	5.2	6.2	7.7	9.0	10.2	11.2	12.0
千葉 公園	0.7	1.4	2.3	2.9	4.1	5.1	6.6	7.9	9.1	10.1	10.9	
作草部	0.7	1.6	2.2	3.4	4.4	5.9	7.2	8.4	9.4	10.2		
天台	0.9	1.5	2.7	3.7	5.2	6.5	7.7	8.7	9.5			
穴川	0.6	1.8		2.8	4.3	5.6	6.8	7.8	8.6			
スボーツ センター		1.2		2.2	3.7	5.0	6.2	7.2	8.0			
動物 公園		1.0		2.5	3.8	5.0	6.0	6.8				
千葉 みなと					みつわ 台	1.5	2.8	4.0	5.0	5.8		
0.7	市役所 前				都賀	1.3	2.5	3.5	4.3			
1.5	0.8	千葉			桜木	1.2	2.2	3.0				
2.0	1.3	0.5	栄町				小倉台	1.0	1.8			
2.5	1.8	1.0	0.5	葭川 公園			千城台 北	0.8				
3.2	2.5	1.7	1.2	0.7	県庁前		千城台					

別表第2 大人の定期旅客運賃（規則第39条第1項関係）

定期旅客運賃表（大人）

(単位：円)

	普通運賃	1箇月	3箇月	6箇月
通勤定期	200	7,870	22,430	42,500
	220	8,700	24,800	46,980
	290	10,780	30,730	58,220
	340	12,850	36,630	69,390
	390	14,920	42,530	80,570
	430	16,580	47,260	89,540
	480	18,240	51,990	98,500
	520	19,890	56,690	107,410
通学定期	200	4,890	13,940	26,410
	220	5,380	15,340	29,060
	290	6,850	19,530	36,990
	340	8,070	23,000	43,580
	390	9,540	27,190	51,520
	430	10,520	29,990	56,810
	480	11,490	32,750	62,050
	520	12,470	35,540	67,340

※小児は大人運賃の半額

別表第3 貸切旅客運賃（規則第41条の2第1項関係）

貸切旅客運賃表（大人・小児同額）

発着区間	貸切運賃（70人まで）
7キロメートルまで	23,800円
7キロメートルを超え9キロメートルまで	27,300円
9キロメートルを超え11キロメートルまで	30,100円
11キロメートルを超え13キロメートルまで	33,600円
13キロメートルを超え14キロメートルまで	36,400円

別表第4 乗車券の印章（第53条第2項関係）

番号	印章	内容
1	小	小児用定期乗車券を発売する場合。
2	学	通学定期乗車券を発売する場合。
3	継続	定期乗車券を継続して発売する場合。
4	調* *	定期乗車券の有効期間の日数調整を行う場合。（＊＊には調整を行った日数が入る。ただし、調整を行った日数が一桁の場合、最初の＊はスペースとなる。）
5	再	定期乗車券を再発行する場合。
6	実	実習用定期乗車券（12に掲げるものを除く。）を発売する場合。
7	実高	実習用定期乗車券（高校生用）を発売する場合。
8	小	小児用回数乗車券を発売する場合。 (小児用普通乗車券についても、この印章を用いることがある。)
9	小・割	小児用普通乗車券を発売する場合。
10	力	モノレールカードに記録された金銭的価値との引換えにより普通乗車券を発売する場合。（現金と併用する場合を含む。）
11	IC	I Cカード乗車券に記録された金銭的価値との引換えにより、普通乗車券又は回数乗車券を発売する場合。（現金と併用する場合を含む。）
12	普 →	普通団体用の団体乗車券を発売する場合。
13	学 →	学生団体用の団体乗車券を発売する場合。

別表第5 危険品（第117条第1項関係）

品目番号	危険品の品目	適用除外の物品
1	火薬類 (1) 火薬 イ 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 イ 雷こう、その他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイ特類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。 (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した、銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。 (3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帶又は薬ごうにそう入り、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの。
2	高圧ガス (1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フレオンー12、フレオンー22、液化シアノ化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの。
3	マッチ、軽火工品 (1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）、がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器ともいう。）、冷始動発熱筒、始発筒その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 安全マッチで、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で、容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの。

			(5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始発筒で、容器・荷造との重量が3キログラム以内のもの。
4	油紙、油布類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 摱ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造との重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロール又はザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)、アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルブロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(パンカ一油、ディーゼル重油)、その他の可燃性液体及びその製品(ベンキ等) (2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (3) ニトロトルエン(ニトロトルオール)	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)で、2リットル以内のものは又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る。)、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造との重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイド、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイド、リン化カルシウム、カーバイド(炭化カルシウム)	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフルを含む。)、沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。
9	酸化腐しょく剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しょく剤で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。

		マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しょく剤及びその製品	の。 (2) 晒粉及び酸化腐しょく剤製品で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。
10	揮散性毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 挥散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソotope）	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの。

備考 この表において、「実重量が○○グラム以内」の縦により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造り等の重量は含まない。